

## d カードケータイ補償規約

d カードケータイ補償規約（以下「本規約」といいます）は、当社が d カードの会員に対し提供する「d カードケータイ補償」（以下「本特典」といいます）の内容および提供条件等の基本的事項を定めるものです。

### 第 1 条（定義）

本規約において使用する用語の定義は以下の各号に定めるとおりとします。なお、本規約に特段の定めが無い用語の定義は、d カード利用規約（会員規約）（以下「会員規約」といいます）、株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ」といいます）が定める Xi サービス契約約款および 5G サービス契約約款等に従うものとします。

#### （1）対象端末

会員が、ご利用携帯電話番号として当社へ届け出ている携帯電話番号にかかる携帯電話端末（ドコモが別途定める 5G サービス契約約款に基づく 5G home でんわ契約の通信を利用する機器を含み、また、ドコモが提供するワンナンバーサービスを利用するためのペア端末を除き、以下同じとします）であって、ドコモの顧客管理システムにより、ドコモ指定のオンラインショップまたはドコモショップ等をはじめとするドコモ指定の販売店での購入の履歴が確認できるもの（なお、中古端末については、ドコモが別途提供する「docomo Certified（ドコモ認定リユース品）」に限ります）

※ドコモ端末・ドコモショップ等で販売している端末の全てが対象端末とは限りません。

対象端末は当社が別途認めるものに限られます。

#### （2）新端末

対象端末が第 2 条に定める事故に遭い、継続して使用できなくなったとき、会員が対象端末の代わりに、新たな対象端末として使用するために購入する携帯電話端末

#### （3）ドコモショップ等

ドコモが指定する故障修理受付が可能な販売店舗

#### （4）申請書等

本特典の利用の申請に必要な当社所定の書類

### 第 2 条（本特典の内容）

1. 本特典は、対象端末が紛失、盗難により会員の占有を離れたとき、または火災、水濡れその他偶然な事故により全損等の修理不能となったときで、かつ継続して使用できない状態になった場合において（以下これら対象端末が継続して使用できなくなった原因を総じて「事故」といいます）、会員が第 3 項第 5 号に定める補償条件に基づき新端末を購入した場合に、第 3 項第 3 号において、当社が会員に対して補償する金額として定める本代金から、第 3 項第 4 号に定める自己負担金を差し引いた金額の支払いを受けるこ

とができる特典です。本特典による補償にあたっては、当社所定の審査があります。

2.当社は、会員に対し、本規約およびこれに付随する『「dカードケータイ補償」ご利用のご案内』(以下「ご利用案内」といいます) その他当社が別途定める条件(以下総称して「本規約等」といいます)に基づき、本特典を提供します。会員は、本特典による補償を申請する場合、本規約等を承認のうえ申請するものとし、会員が本特典による補償を申請したときは、当社は、会員が本規約等を承認したものとみなします。

### 3.提供条件

#### (1) 補償期間

対象端末の購入日から起算して、dカード会員の場合は1年間、dカード GOLD U 会員、dカード GOLD 会員およびdカード PLATINUM 会員の場合は3年間とします。

※会員の種別は、対象端末で事故発生日にご利用されていた携帯電話番号をご利用携帯電話番号として届け出したdカードの種別によるものとします。

※対象端末についてドコモが別途提供する「ケータイ補償 お届けサービス」、「ケータイ補償サービス」、「ケータイ補償サービス for iPhone&iPad」、「smart あんしん補償」または当社が提供する「dカードケータイ補償」(以下「ケータイ補償 お届けサービス等」といいます)を利用した場合でも、補償期間の起算日は変更とはならず、対象端末の購入日となります。

#### (2) 年間補償回数

第1号の補償期間中、会員のdカードの有効期限の月初から起算して1年間(補償期間が3年間の場合には、会員のdカードの有効期限の月初から起算した1年間の満了日の翌日から起算して1年間およびその次の1年間も同様とし、以下、各年を「本期間」といいます)に2回までとします。

ただし、それぞれの本期間において、1回目の事故に係る補償の際に、第3号に定める年間補償限度額満額の補償を受けた場合には、2回目の補償を受けることはできません。

#### (3) 補償対象となる新端末のご購入代金

前号に定めるそれぞれの本期間において、当社が本特典により補償する金額としてご利用案内において別途定める金額(以下「年間補償限度額」といいます)を限度として、対象端末と同一機種・同一カラーの新端末のご購入代金(以下「本代金」といいます)を補償します。

それぞれの本期間において、2回目の事故に係る補償の対象となる本代金の金額は、年間補償限度額から、1回目の事故に係る補償の対象となる本代金の金額を控除した金額を限度とします。

年間補償限度額は、本代金をもとに算出するものとします。

※会員がケータイ補償 お届けサービス等を利用した場合、または会員が加入している補償

の範囲が重複する保険から保険金が支払われる場合は、本特典による補償は受けられません。

※同一機種・同一カラーの携帯電話端末がない場合は当社指定の端末となります。

※個別信用購入あっせん契約または割賦販売契約を締結して新端末をご購入された場合は、dカードでお支払いいただくことのできる頭金の金額および事務手数料の金額が補償の対象となります。(月々の分割支払金は、補償の対象外です)。

#### (4) 自己負担金

1回の事故につき、15,000円の自己負担金をいただきます。ただし、本項第3号に定める本代金の金額が15,000円以下となる場合には、自己負担金はいただきません。補償にあたっては、本代金から自己負担金を差し引いた金額(以下「本支払額」といいます)を、当社から会員に対してお支払いします。

#### (5) 補償条件

会員は以下の各号に定める条件を全て満たしている場合に本特典の提供を受けることができます。

[1] 本会員が、事故発生時から本特典による補償を受けるまでの間、dカード契約を締結していること。

[2] 対象端末に関する事故発生日が、本項第1号に定める補償期間内であること。

[3] 次に定める方法により、対象端末における事故発生の実事が確認できること。

・対象端末が紛失・盗難にあった場合

会員が、当社に対し紛失・盗難発生の実事を申告すること。

・対象端末が水濡れ・全損にあった場合

ドコモショップ等において、対象端末が修理不能な状態にあることをドコモショップ等のスタッフが確認していること。

※対象端末は、ドコモショップ等にて回収、または、会員ご自身で廃棄願います。

・紛失・盗難・火災時の場合

会員が、警察または消防署等公的機関へ事故の届出を行っていること。

[4] 会員が、本規約に基づく補償を受けたい旨をドコモショップ等またはdカードセンターに明示したうえで、自らドコモショップ等または当社指定のオンラインショップにて新端末を購入し、かつその購入代金を会員名義のdカードを利用して支払っていること。

※なお、事故にあった対象端末で事故発生日にご利用されていた携帯電話番号をご利用携帯電話番号として届け出していたdカードで、新端末の購入代金をお支払いいただいた場合のみ、本特典による補償を受けることができます。

[5] 会員が、事故発生日に届け出していたご利用携帯電話番号にかかるXiサービスまたは5Gサービスの契約を解約することなく、新端末への変更を行っていること、かつ本特典申請時から本特典による補償を受けるまでの間、ご利用携帯電話番号を事故発生日のものから変更していないこと。

[6] 申請書等を当社へ提出していること。

※Apple 製品をご利用の場合のお手続きはご利用案内でご確認ください。

[7] 事故発生日より 60 日以内に上記 [3] から [6] に定める手続き（[6] については、事故発生日より 60 日以内の消印有効）が完了していること。

(6) 補償対象とならない損害等

[1] 会員もしくは法定代理人の故意・重過失または法令違反によって生じた事故による損害。

[2] 直接・間接問わず、戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（本規約においては、群衆もしくは多数の者の集団行動によって、全国もしくは一部の地区において著しく平穏が乱され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）によって生じた事故による損害。

[3] 放射線照射または放射能汚染による損害。

[4] 直接・間接問わず、地震・噴火・津波・洪水・台風・暴風雨・豪雨・高潮その他風水災によって生じた事故による損害。

[5] 補償金額を詐取する目的で偽装された事故による損害。

[6] 会員、その家族、同居人もしくは代理人など会員と同視すべき者の故意によって生じた事故による損害、または会員が貸与もしくは保管の依頼をした者の故意によって生じた事故による損害。

[7] 故障修理を行った場合の故障修理代金。

[8] 対象端末がドコモショップ等、ドコモまたは製造メーカーにより故障修理可能であると判断された場合における新端末の購入代金。

(7) 補償方法

当社は、本特典にかかる補償を、次の方法により行います。

・カード会員番号が「4980」、「5302」、または「5334」からはじまる d カード会員の場合毎月 16 日から翌月 15 日までを対象期間(以下「対象期間」といいます)とし、当社が会員に対する補償を決定した日(以下「補償決定日」といいます)を含む対象期間の終了日の翌月の会員の d カード利用代金等から本支払額を減額することにより補償します。なお、減額対象となる d カード利用代金等が本支払額に満たない場合には、その差額を決済口座へ振り込みます。

・カード会員番号が「4363」、「5344」、または「5365」からはじまる d カード会員の場合補償決定日を含む対象期間の終了日の翌月の会員の d カード利用代金のうち、ショッピング利用代金から本支払額を減額することにより補償します。

※上記の定めにかかわらず、補償決定日時点で会員が当社に支払うべきショッピング利用代金の支払いを遅滞している場合、または補償決定日時点でショッピングリボ、ショッピング分割払い、2 回払い、もしくはボーナス払い等の利用により、会員が当社に支払うべき弁済期が到来していないショッピング利用代金がある場合には、当社は、当社が適当と認める

順序により、これらのショッピング利用代金を減額対象として、本支払額を減額し、補償することができるものとします。なお、これらのショッピング利用代金から本支払額を減額してもなお、差額が出た場合には、その差額を決済口座へ振り込みます。

### 第3条（本特典の申請等）

1. 会員が、本特典を受けるときは、当社所定の方法による利用申請が必要です。なお、会員がdカードの会員資格を失った場合は、当然に本特典の利用申請はできません。利用申請手続きの詳細は別途ご利用案内に定めるものとします。

2. 当社は、会員が以下のいずれかに該当した場合は、前項に定める本特典の利用申請を受け付けず、または本特典による補償を行わない場合があります。

(1) 会員による利用申請が、第2条第3項第6号のいずれかに該当することが判明した場合

(2) 会員規約の定めるところにより、当社が会員のdカードサービスの利用を停止する措置を採った場合

(3) 会員規約の定めるところにより、当社によるdカード契約の解約事由に該当した場合

### 第4条（権利譲渡の禁止）

会員は、本特典の提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

### 第5条（本規約等の変更等）

1. 当社は、法令で認められた範囲内で、当社が適当と判断する方法で、本特典を変更できるものとします。この場合には、会員規約における規約の変更に係る定めに従います。

2. 当社は、当社が適当と判断する方法により事前に会員に周知または通知することにより、本特典を終了することができるものとします。

### 第6条（本規約に関する疑義等）

本規約等の解釈や本特典の提供について疑義が生じ、または本規約等に定めがない事項が生じた場合は、当社が決定する内容に従って処理する事とし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

### 第7条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間で、本特典の提供または本規約等に関連して訴訟の必要が生じた場合には合意管轄裁判所については、会員規約の定めに従います。

### 附則（2015年11月20日）

本規約は、2015年11月20日から実施します。

附則（2025年2月26日）

本規約は、2025年2月27日から実施します。

附則（2025年11月25日）

本規約は、2026年1月15日から実施します。

附則（2026年3月5日）

本規約は2026年4月1日から実施します。

附則（2026年5月8日）

1. 本規約は、2026年7月1日から適用されるものとします。
2. 2026年7月1日をもって、会社分割による承継により、本サービスの提供主体はドコモから当社に変更し、dカード契約上の地位はドコモから当社に対して移転いたします。